

令和4年度 第5回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和4年7月28日(木) 13時30分～16時36分
開催場所	横浜市役所18階 なみき18・19会議室
出席委員	奥委員(会長)、菊本委員(副会長)、上野委員、片谷委員、酒井委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、藤井委員、藤倉委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	押田委員、五嶋委員、田中稲子委員
開催形態	公開(傍聴者 4人)
議 題	1 (仮称)旧上瀬谷通信施設 公園整備事業 事業内容等修正届出書について 2 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書について
決定事項	令和4年度第4回審査会横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する
<p>議事</p> <p>1 令和4年度第4回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) (仮称)旧上瀬谷通信施設 公園整備事業 事業内容等修正届出書について</p> <p>ア 諮問</p> <p>イ 事業内容の修正に関する手続きについて事務局が説明した。 質疑、特になし</p> <p>ウ 事業内容等修正届出書添付資料の概要について事業者が説明した。</p> <p>エ 質疑</p> <p>【奥会長】 御説明ありがとうございました。それではただいまの御説明について御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思います。挙手をしていただけましたら、私の方で指名をさせていただきます。いかがでしょうか。何か御質問等あるかと思いますが、いかがですか。はい、田中修三委員お願いします。</p> <p>【田中修三委員】 はい、丁寧な説明ありがとうございました。湧水の調査について質問したいのですが、今回、北地区というのを設けることによって、湧水の今日の(修正届出書添付)資料の5-27、この資料に和泉川につきましては地点1から地点6まで調査地点を設けて調査をすると、予測をするということですが、堀谷戸川の方なのですが、地点7と8という2箇所の地点を選んであるのですが、土地区画整理事業の資料を見ますと、この地点7と8の間の真ん中あたりにもう1つ湧水があるのですよね。区画整理事業の方では湧水の1、2、3という番号が振ってあったのですが、ちょうどその区画整理事業の湧水の2というのが地点7と8の真ん中あたりにありまして、ちょうどこの北地区の計画区域内に入っていそうなのですが、そこの湧水地点については調査をされないのは何か理由があるのでしょうか。</p> <p>【奥会長】 はい、いかがですか、事業者の方。</p> <p>【事業者】 今回の変更の地点7と8の間の地点なのですが、土地区画整理事業の方で現地調査を行った結果、そこで湧水が確認されていないという</p>	

ことが分かりましたので、今回は対象から除外したということになります。

【田中修三委員】　そうですか。分かりました。関連してですね、今回、和泉川への影響は予測評価されるのですが、堀谷戸川につきましても、今回この北地区が増えたことによって、堀谷戸川の集水面積、集水区域の一部にかかっていると思うのですよね。堀谷戸川に対する影響というのは、今日の説明では特に予測評価されないのですが、それは何か理由があるかどうかということと、堀谷戸川の集水区域面積に被っている面積がどれぐらい、何ヘクタールぐらいあるのか、分かったら教えていただきたいのですが。

【奥会長】　はい、お願いします。

【事業者】　堀谷戸川に係る集水面積なのですが、数字は今ないので、図面で見ますと、この修正届の添付資料、平面図で言いますと7-4ページ、ちょっとこちらの動物の図面なのですが、見ていただきますと、堀谷戸川の流域と相沢川の流域と和泉川の流域がありまして、それに対して本事業の実施区域の方を示しているというような状況になります。続きまして、堀谷戸川を対象にしないかどうかということなのですが、こちらについては湧水の方で本事業の公園の整備に伴って、湧水量に変化があるかないかというところを、影響の方ですね、予測していきますので、間接的ではありますが、そのあたりで堀谷戸川の影響についても、把握できるのかなというふうに考えております。

【田中修三委員】　はい。もしそうでしたら、その旨をしっかりと、準備書の段階になるのですかね、対応していただきたいです。

【事業者】　承知しました。

【奥会長】　はい、よろしいですか。田中修三委員、他にございますか。

【田中修三委員】　それから説明の中で、今回の公園整備でこの区域内の上下水道の整備もなされるというふうに、ちらっとおっしゃいましたが、下水道につきまして、雨水の排除はどういう排除をされる予定でしょうか。

【事業者】　はい、雨水につきましては一回調整池に入れた形で、各流域の河川の方に流していくということを想定しております。

【田中修三委員】　ということは、調整池に流れるように、何かやはりその雨水管を敷設されるのですか。

【事業者】　そうです。公園内に集水するような管を入れて、それを調整池の方に繋いでいくということです。

【田中修三委員】　調整池の方に持っていくということですね。はい、それは分かりました。はい、結構です。

【奥会長】　はい、以上でよろしいですか、田中修三委員。

【田中修三委員】　はい、結構です。

【奥会長】　はい、ありがとうございます。それでは藤井委員、その後、片谷委員、横田委員の順番でお願いします。

【藤井委員】　はい、よろしく申し上げます。スライドの11をちょっと見せていただきたいのですが、新しく北のエリアを拡張されるということで、中に「自然と共生をしながら」という言葉を使っているのですが、でもこれを見る限りだと、レジャー施設、レジャーエリアが増えるだけなのかなという印象もあってですね、共生という、共存ではなく共

生というふうに謳うのであれば、何かしら一方通行ではなくて両方が支え合うような何かを考えてらっしゃるのだろうなと思うのです。もしその共生、アウトドア施設のエリアでどういう形で自然と共生していこうと考えているのか、もし、具体的にありましたら、教えていただければと思います。

【奥会長】 はい、いかがでしょうか。事業者の方。

【事業者】 こちらにつきましては、公民連携を積極的に活用していきたいと思っておりますので、現時点で詳細な具体策というのは、我々側で何か持ち合わせているかということ、そういうことではございません。あくまで概念整理として我々公園側としてですね、自然と共生した、そういったものをここで考えていきたいということを実現しております。まだ具体的にはですね、どのようにどういう施設をどのように造っていくかということは、煮詰まっていないという段階でございます。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。是非、共生できる場、エリアというのはすごく究極的な話だと思うのですが、それが本当に叶うのであれば、是非やっていただきたいと思っておりますので、その共生という言葉に合う、見合う、何かしら考え方を今後示していただければなと思います。例えば、アウトドア施設で人がたくさん入るからここは農薬を使いますということ、それはもう本末転倒なので、例えばもう農薬は極力使いたくない話とかですね。あとは癒しみたいなもので、自然からバックされるような話であるとか、何かしらこういう共生という部分について、より具体的な案を今後示していただけると嬉しいかなと思しました。以上です。

【奥会長】 はい、よろしいでしょうか。

【事業者】 ありがとうございます。

【奥会長】 はい、藤井委員よろしいですか。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。

【奥会長】 はい、では、片谷委員、お願いします。

【片谷委員】 はい、ありがとうございます。まず、アセスの市長意見に対するいろいろな見解を出していただいたのは、かなり前向きに対応していただいているというふうに感じました。それは大変いいことだろうと思っておりまして。

私、新しい事業計画の趣旨についてちょっと確認したいことがありますので、まずスライドの番号で言うとですね、9番出していただけますか。この緑色の、今、藤井委員も指摘された部分なのですが、緑色の部分の面積が増えるということで、それは良いことだ、基本的に良いことだとは思いますが、同時にここはいわゆる防災拠点としての活用を最初の計画のときから謳っておられたので、その部分の公園の面積も広がるということだと理解をしました。これは、防災拠点としての機能をより高めるといったようなことが、面積を広げる目的の中にあっただのかということがお尋ねしたい1点目です。それから、もう1つ前の図だったですかね。(スライド) 8ページの図なのですが、私、説明があったのを聞き落としたかもしれないのですが、ここには交通施設用地というのがあって、それが9ページに行くとなくなるのですが、この変化は何を意味しているのかということ。ちょっと聞き漏らしてい

たのなら、申し訳ありません。その2点について、この計画の変更の趣旨を御説明いただければと思います。以上です。

【奥会長】 はい、お願いいたします。

【事業者】 はい。まず、公園区域の拡張について防災力アップの狙いがあったかどうかという御質問ですけれども。公園の区域拡張につきましてはですね、これまで検討を進めていく中で、相沢川ですとか和泉川の源頭部などの自然環境を一層の保全・創出していく必要があるということ、またレクリエーション等のニーズに対応した施設を充実させていくということ、また園芸博のレガシーの確実な継承のために公園側としてもですね、公園区域を広げていきたいというふうに考えていたところでございます。

そういった中で、区画整理事業で設計が深度化してきましたですね、公益的な活用を前提とした公有地の換地先を整理検討した結果、結果として公園を広げられるということになりまして、結果として防災力、広域避難場所等に今後この公園もなっていくすけれども、そういったときに避難場所として活用できる面積が増えるということで、結果として増えていくといったことは効果としてあるのかなというふうに考えてございます。

また、2点目の交通施設用地につきましては、ここの図で表現したかったことはですね、公園の区域がどうかということ表現したかったということが意図でございます。この交通施設用地のありなしということ表現したかったということではございませんので、我々としてはですね、この区画整理全体の土地利用がこうなっているという中の、公園の区域がこういうふうに広がっているということでございますので、今この段階で交通施設用地がですね、あるなしの理由につきましては、ちょっと分かりかねますというところが率直な答えでございます。以上です。

【片谷委員】 ありがとうございます。2点目は御担当でないということですので、それで了解いたしました。1点目については、せっかく面積が広がって、公園のですね、それは災害時の防災拠点としての機能も担う場所であって、その面積が広がるということは確実に防災力の強化、防災というか減災なのかもしれませんが、災害対応の効果としては増えるということですので、公園整備事業としても、是非そこはアピールをしていただきたいというふうに思いましたので、一応、念のため申し上げておきます。以上です。ありがとうございます。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。今の2点目の交通施設用地については、土地区画整理事業担当の方が今日同席されているはずですので、お答えいただけるようでしたらお願いいたします。

【土地区画整理事業者】 お答えいたします。今、土地区画整理事業におきまして、土地の利用についてはですね、いろいろ検討しているところでございまして、現在のところ、まだ交通施設用地というところを具体化してないところもございまして、この今、示している土地の利用の図面で今の計画として進めているという段階でございます。

【奥会長】 はい、それではグレーになっていたところは、とりあえずなしということで、今は検討されているということですね。

【土地区画整理事業者】 はい、そうです。

【奥会長】 そういう理解でよろしいですね。

【事業者】 はい。

【奥会長】 はい、分かりました。それから、防災エリアの話については修正届出書添付資料の1-22ページですかね、新事業計画の概要の文章の3つ目のポツの中には、土地区画整理事業で創出される動植物の生息・生育エリアですとか、それから調整池とか保全対象種の生息環境が災害時の活用エリアと重ならないように配慮しますという、そういう記述がありました。具体的にどういうふうに配慮されるのか、この辺りについては今の時点で明確なお答えがない場合においては、準備書段階でしっかりと明確にさせていただく必要があるかなと思っておりますが、そこはいかがですか。

【事業者】 はい、現在のところ明確にですね、防災消防の部局と合意が取れて、横浜市としてこれで行こうというところまでは行ってございませんけれども、基本的には保全対象種の生息環境ですとかそういったところにつきましては、災害時にも使わないような方向で現在調整の方を進めているところがございます。準備書段階にはですね、明確にこういうふうにできます、こういうふうにする予定ですということを申しあげられるかなと思っておりますけれども、現在の検討状況としましては、そういう状況でございます。

【奥会長】 はい、分かりました。それでは、横田委員お願いいたします。その後、宮澤委員でお願いします。

【横田委員】 はい、ありがとうございます。1件ずつ伺いたいというふうに思います。相沢川の上流部の谷戸地形の保全について、拡張を北側に入れていただいているということなのですのでけれども、その更に北側の緑地の部分というところまで、青いゾーンが伸びていますけれども、その北西角のこのグリーンのエリアとかですね、あと東側にもグリーンのエリアが北に向けて拡大していると思うのですけれども、こういったものというのは、これは現状は谷戸地形だったりする地形ではないようにも思うのですけれども、ここはどういうふうに考えられているのでしょうか。

【事業者】 はい、まず公園区域の中の相沢川の区域の一番北側というところだと思いますけれども、こちらにつきましてはですね、図面上、少し濃い緑で表現されてしまっておりますけれども、基本的には現地形を生かしながら整備を行っていくというエリアとして考えております。ですので、現状確か、あの区域はですね、疎林くらいなイメージの樹木の生え方かなと思っておりますので、現地形を生かしながら整備をしていくというような考えを持っております。

東側の区域のところですのでけれども、そこについては現状、疎林くらいなイメージの樹林地が広がっていると思います。基本的には既存樹林を保全しながら緑も新植しつつ、樹林を活用していくようなエリアとして考えていきたいというふうに考えております。図面の表記上、同じような緑で塗られてしまっているところはあるのですけれども、申し訳ございません、そういったような性格づけの位置になります。以上です。

【横田委員】 はい、分かりました。

調整池に関してなのですけれども、相沢川の方の調整池も、調整池3と呼ばれていたものが地下で造られるというふうに土地区画整理事業の方で検討されていたと思うのです。そちらはこの大花壇の下に入るというイメージで正しいのでしょうか。

【事業者】 これまで調整池3と呼んでいたものですが、こちらにつきましては位置も含めですね、改めて検討をしているところでございます。公園事業の準備書段階でお示しできるようです、区画整理事業と連携して、現在検討を進めております。

【横田委員】 はい。あと、ホテルがこの辺り、生息していたと思うのですけれども、このような保全措置としてのホテルの調査なんかは土地区画整理事業の方でやられているのでしょうか。相沢川の上流のところですか。

【事業者】 区画整理の方で調査する予定です。

【横田委員】 もう評価書の方に載るデータとして出ているという理解でよろしいのですかね。

【事業者】 事後調査の方で調査する予定としております。

【横田委員】 なるほど、これから事後調査をされるということですね。はい、分かりました。すいません、調整池4の方に移ります。

調整池4は今回地上化していただいて、2つに区分したような形になっていますけれども、小水路のその保全措置エリアは、調整池のどうしても下流側に位置してしまっていて、例えば、調整池の排水時とかの影響がないものかというふうに思うのですけれども、この調整池の青いエリアというのは、これ満水時のエリアという理解でよろしいのですか。

【事業者】 はい、この青い線を引っ張ってあるところがですね、最大貯留量になったときのエリアだというふうに認識していただければと思います。

【横田委員】 湧水を2箇所プロットされていたと思うのですけれども、(ガーデン)4側と3側と両方あったと思うのですけど、(ガーデン)3側でこの小水路をこの場所にされた根拠というのはどういうことでしょうか。

【事業者】 この場所にした根拠というのは、調査のときにですね、ホトケドジョウがこの場所で確認をされたという理由で、我々ここにこの生息環境の丸を打っているところでございます。

【横田委員】 なるほど。調整池の容量が結構大きい印象があるのですけれども、これぐらいの容量が必要というふうな理解でよろしいのでしょうか。

【事業者】 はい、これで、困らせていただいた容量が、求められている最大容量というふうに御理解いただければと思います。

【横田委員】 はい、分かりました。あと3点目は、あの草地についてお伺いしたいのです。今回、北側に拡張されたエリアも含めて、基本的に草地環境のデータというものが、土地区画整理事業のデータを活用されるという中で、十分に取られているという理解でよろしいのでしょうか。土地区画整理事業の調査地点に、この拡張エリアの草地生態系の調査地点などが含まれているのでしょうか。

【事業者】 はい、(修正届出書添付資料)7-11 ページに示してございまして、それぞれ植生調査をする際にコドラートの地点を設けているのですけれども、その地点は、本事業の北側付近も含めて植生調査は行われているというふうな認識です。

【横田委員】 動物についてはいかがですか。

- 【事業者】 動物につきましても、哺乳類から（修正届出書添付資料）7-4ページから、ずっと各項目示しておりますが、その中で踏査ルートをそれぞれピンク色の線で示しております。そういったところを確認しますと、北側のエリアも十分に網羅できているかなというふうに認識しております。
- 【横田委員】 はい、分かりました。
北地区に関してなんですけれども、その景観の変化というのは調査地点の拡張が必要ではないかなと思ったのですけれども、それについて、地点が含まれていないように思うのですけれども、いかがでしょうか。
- 【事業者】 景観につきましては、基本的に眺望景観と囲饒景観ということで、地点の方を（修正届出書添付資料）5-61ページの方で設定しております。その中で、近景といいますか、わりかし公園からすぐ近くの場所ですね、そちらについては（修正届出書添付資料5-61ページの図の地点）14から20までの地点を設定しております。基本的にこちらの設定根拠としましては、将来ですね、公園が整備される頃は土地区画整理事業の工事の後になりますので、敷地内はほぼ改変されてしまうというところで、残される囲饒景観の景観資源というところにつきましては、瀬谷市民の森でありますとか、上川井の市民の森、その辺が囲饒景観の構成要素として残されるものだというふうに認識しております。それらが、公園が整備されることによってどのように変化するかを把握できる地点ということで今のところ選定しております。北地区につきましては、（修正届出書添付資料5-61ページの図の地点）18番とかですね20番につきまして、そこからの眺望というところも検討、予測評価に含めていきたいというふうに考えております。
- 【横田委員】 はい。18と20の間が北地区だと思うのですけれども、そこに地点がないということが足りませんかということなのですかけれども、この景観は評価しないのでしょうか。
- 【事業者】 北地区がどのように見えるか、その周辺からですね。そういったところで評価していきたいと考えておりますが。
- 【横田委員】 北地区からどう見えるかじゃないかと思うのです。北地区がどう見るかではなくて、北地区における景観の評価が必要ではないかというふうに思うのです。南側からの視点場というのはたくさん北向きを取られているのに対して、北側から東向き南向きという景観は、北地区のところから取るのが適切ではないかなとも思うのです。
- 【事業者】 北地区の場所から選定しておりませんが、基本的には、敷地内からどう見えるかというところにつきましては、今のところ地点としては考えておりませんが、公園の周辺からどのようにその周辺景観、公園とその周辺の景観が調和が図られているかどうか、そういったところの方の観点で今のところ設定しているというところでございますが。
- 【横田委員】 はい、そうなのですね。北に造られるエリアと、周辺の景観の調和を評価する必要があるのではないのでしょうかということなのですかけれども。
- 【事業者】 はい、そちらにつきましては、18番か20番、そちらで周辺との景観変化というのを予測評価していきたいというふうに考えております。
- 【横田委員】 それだと南向きの景観がないのではありませんか。北から南というのが、すいませんが何度も。どれも北側を見てしまうのではないです

か。北地区の方が北側にあるので。

【事業者】 はい。

【奥会長】 北地区の北側からがないのですよね。

【横田委員】 はい、北地区の北側から南を見た景観がないですねっていうことです。

【奥会長】 ちょっと御検討いただいて、また後日でもよろしいかと思しますので、御回答ください。

【事業者】 確認させていただきます。

【奥会長】 他には。

【横田委員】 ちょっと最後1点だけ。保全措置の実施のタイミングについてなんですけれども、園芸博前に保全措置のフィールドが全部できるという想定でよろしいでしょうか。

【事業者】 園芸博前にはですね、和泉川のところ、また相沢川のところを含めてですね、完成させたいと思っております。

【横田委員】 すると園芸博のその影響というのは、この前段階で保全措置が実施されているという、園芸博前に保全措置が実施されているという想定で進められているということで大丈夫でしょうか。

【事業者】 保全措置の実施のタイミングにつきましては、今まさにですね区画整理事業の方と一緒に考えているところでございまして、園芸博前に保全措置を実施するのか、それとも園芸博後に実施するのかということにつきましては、今しばらく検討に時間がかかるかなというところでございます。

【横田委員】 代償を1回仮に行わなければいけないのか、永続的にできる場所で実施するのかで、だいぶその成否が変わってくると思いますので、この点は慎重に御検討をお願いしたいと思います。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。それでは宮澤委員、その後、酒井委員、田中伸治委員の順番でお願いします。はい、どうぞ。

【宮澤委員】 宮澤です。先ほどから防災拠点が高まるのかという議論があったと思います。これは私も同じ関心でして、万一のときには防災拠点に併用するので、平常はこういうような使い方をしたいというようなことをきちっと分かるように準備書までですかね、辺りまでには明確に示していただきたいというのが1つ、私からの注文です。

それからですね、相沢川の水辺空間の創出の問題なのですが、ちょっと確認させてください。結局、今回、公園整備事業で拡大しましたがけれど、このエリアは、暗渠化はしない。それから、流水についても基本的に上の方でした暗渠化の流水をそのまま利用して下に流すと、こういうことでよろしいでしょうか。

【事業者】 相沢川の暗渠化につきましては、区画整理事業での評価書で示したとおりですね、基本的には相沢川は暗渠化されます。暗渠化した相沢川から水を取水して、公園内にオープンの水路を造りたいという計画がこちらの計画でございます。

【宮澤委員】 この公園のエリア内は、従来どおり暗渠化するということですね。

【事業者】 そうです。はい、全く従来どおりかと言われると、現状が三面コンクリート張りの川になっておりますので、その部分は親水的な水辺空間にしたいというふうに思っておりますので、三面コンクリート張りでの復

活ということはないかなと思っております。

【宮澤委員】 そうしますと、今回、予定をしているこれは（修正届出書添付資料のページ）1-22 ですね、その青い部分ですが、この部分のエリアというのは、この届出書の添付資料の7-11 に相沢川の河川の流れが結構いろいろ書いてあるのですが、幅としてはですね、当初、この7-11 では左側に20とか18から20とか番号振ってあるのですが、この部分よりは広がるものと考えていいのでしょうかね。ちょっと分かりにくいのですが、この花壇の部分とこの幅が。

【事業者】 基本的な構成というか、雰囲気はですね、現状の地形をイメージしておいていただければ結構だと思います。川幅を急激に広げるとか、急激に狭めるということは、今、計画は考えておりませんので。

【宮澤委員】 いやそうするとね、水辺空間を考えているのは、この18とか20っていう細かく分かれているところから、この図面で右寄り、あの河川がずっとたくさん入っているところありますけど、小河川みたいな。このところは、同じぐらいの幅で広がるっていうふうに考えればいいのですか。その規模が分からないのですけど。

【事業者】 基本的には下の河川となっているところと、ほぼほぼ同じぐらいの幅のオープンな水路が公園の中にできるというふうに考えていただければ。

【宮澤委員】 そうですね。はい。そしてここ北地区のところも、基本的に水辺空間を創出するというところでよろしいですね。

【事業者】 はい、北地区を含めてです。

【宮澤委員】 そうしますと、私、このところの創出をこだわっているのですが、多自然型の自然工法とかいろいろありますけれども、そういうことをかなり考えてもよろしいのでしょうか。期待してもよろしいのでしょうか。

【事業者】 当然、多自然型のオープンな水路を考えております。

【宮澤委員】 区画整理事業の担当者の方も同じ意見でよろしいでしょうか。

【事業者】 もちろんです。公園事業と区画整理事業、一緒になってこのところは考えていきますので、今お話ししている方向性がですね、我々公園事業と区画整理事業で乖離しているということはございません。

【宮澤委員】 この事業を3つに区分されていてですね、Aに聞いたときにはBの方で聞いてくれとか、いろいろ言われてしまうものですから、私達はずっと困っていたわけですが、これに関しては、区画整理事業と公園整備事業を一体としてこういうふうに考えるのだと、こういうふうに理解してよろしいわけですね。

【事業者】 はい、公園区域の中で行われることですので、いくら他の事業でやりますと言っても最終的には、我々公園事業で最後面倒見るということになりますので、当然最初からですね、一緒になって考えていくという姿勢でこれまで進めてきております。

【宮澤委員】 さらに、すいません。ちょっとだけ質問させてください。ここをいわゆる水辺空間の創出をするとすると、この辺のところの計画にはそうした生態の専門家は参加されると、そういうチームを作ると、例えば、そういう中には今回のアセスの審査会の委員も参加するとか、そういうことはないのですか。

【事業者】 現状ミティゲーションを行うにあたって、専門家の意見を個別にお聞きするというふうに考えておりますけれども、何かこの設計のチームを別で立ち上げてということは、現状は想定しておりません。

【宮澤委員】 分かりましたけど、できれば、なるべく協力を得るようお願いしたいと思います。以上です。

【奥会長】 よろしいですか。

【宮澤委員】 はい。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。あの、この修正届出書添付資料の 1-22 ページのこの文章も非常に分かりにくいのだらうと思うのですよね。今の御質問と関連して、(修正届出書添付資料) 1-22 ページ。

【宮澤委員】 そうです。具体的じゃないのです。

【奥会長】 新しく書いていただいた下線部分は、新たに追加されている文章ですが、最初のポツは元々の文章を生かしていますけれども、「切り直しを行い改修し、将来は暗渠化する計画なので」に、「なので、この生息環境が創出される計画」とあり、全然繋がってないので、暗渠化してどう創出するのかというところが多分見えないのですね。それで今のような御質問になろうかと思えます。ここはもう少し丁寧に御説明いただきたいところです。文章をしっかりと追加していただいて、意味が通じるように、どういうふうに生息空間、環境を創出するのかというところですね。暗渠化した上でどうするのかというところ、ここが非常に分かりにくいので御検討いただきたいと思えます。

【事業者】 はい、分かりました。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。では、酒井委員、お願いします。

【酒井委員】 よろしくお願いします。質問なのですが、調整池 4 のところなのです。先ほど横田委員の質問と重なりますけれども、そのお答えの中で、この青の線というのは最大で水が広がったエリアというふうにお答えになったかと思うのですが、ちょっと私も、これずいぶん広いなと思ったのが逆に気になっています。和泉川の源流部分はほとんど水がない、流れてなかった印象なので、実態のところはどういう池かと。調整池というその言葉の意味からくる機能と、それから生物多様性の保全というものの両方がターゲットになっているというふうに理解していますけれども、その関係性で言えば、実際の池の管理というのはどうなるのだらうというのが少し分かりにくかったので、御説明いただいてもよろしいですか。

特に施設の配置の計画、12 枚目のスライドを見ると、ここには池、湖面みたいな図示というのはなくて、これとの関係はどうなっているのだらうというのも分からなかったです。(スライドのページ) 12 と 14 の関係ってというのが。

【奥会長】 はい、御説明お願いします。

【事業者】 まず、池の管理ですけれども、こちらは公園の中にできる施設になりますので、基本的には横浜市の方で管理をしていくということになります。また、水のこの大きさというか広さというか、水が溜まる範囲の算定方法ですけれども、基本的には現況地形を生かして考えておりますので、現況地形の深さから、ここのエリアで溜めなければいけない水の量というのが基準で決まっておりますので、そういったものを溜める計画

を当てはめていくと、この範囲で水を溜めるというふうに出てくるものでございます。また、(スライドのページ) 12 と 13 のところで、この水が溜まるエリアが図示してないというところですが、こちらにつきましては公園の施設平面図を表しているものでございますので、基本的には、ここの水がどのくらい溜まるかというところは表現をさせていただいておりません。最終的に公園の設えとして、この青いエリアの中に人が立ち入れないような何らかの工夫をしていくことになるのですが、それが柵になるのか植栽になるのか、そういったところにつきましては、今後検討を進めるところかなというふうに思っております。

【奥会長】 はい、酒井委員。

【酒井委員】 はい、分かりました。まず管理主体については分かりました。横浜市が主体になることを承知しました。それから、面積的な、それも地図的な情報から機械的に今決まるエリアということですね。それも承知しました。その上で、今現状、池がないわけなので、今はないですよ。今何も。

【事業者】 今、ないです。

【酒井委員】 今はただ、下に和泉川を自然に下っているだけですよね。

【事業者】 はい、細い流れというか、水が染み出して集まっている水の流れがあるくらいです。

【酒井委員】 確認なのですが、これで今回、その調整池という形をとるとするのは、これは生物多様性の保全のためなのですか。

【事業者】 いえ、これは浸水被害、河川の下流での浸水被害を防止するために都市の安全上、こういった行為を行う場合には水を溜めなくてはいけないという決まりがありまして、そちらから来ているものです。

【酒井委員】 今はなくて、何か問題があるのですか。

【事業者】 今はなくても問題はないのですが、公園を造るという行為を行うにあたっては基準が適用になる、というふうにお考えいただければと思います。

【酒井委員】 地表の保水性が下がるような行為を伴うという、そういう意味、そう解釈されているということですか。

【事業者】 いえ、地表の保水性を損なうか損なわないかということは一切考慮されてなくて、このエリアの面積というのですかね、この大きさの公園を造るという行為に対して、これだけ水を溜めなさいという基準が適用になるというものでございます。

【酒井委員】 分かりました。法制度的に決まりであると。

【事業者】 はい。

【酒井委員】 分かりました。それで、かつては暗渠式にするという当初の案だったけども、環境保全的なことを考えて地上式にしてくださったと、そういう経緯ですか。

【事業者】 はい。

【酒井委員】 ありがとうございます。調整池としての機能の方というのは、もちろんその制度的なものを勘案して十分やっていただけたということだと思いますけども、その保全の方を考えてということであれば、リスク管理的にこのエリアまで池が広がるということなのかもしれないですけど、でも実態として池の形状がどこまで保てるのかというのがよく分か

らないというか、ほとんど水がなかったような気がしています。例えばビオトープ的なものを考えたときに、実際はほとんど干上がっていてその機能を果たせないとかいうような、そういうことはなかろうかというふうにもちょっと思うのですけども、その辺のことも気を付けていただいて、計画を今後より詳細に考えていただければと思うのですがいかがでしょうか。

【事業者】 はい、現状でお示ししている青いエリアですけれども、こちらは30年に一度の確率で降雨が起こったときに溜まるエリアとして算定をしております。現状は先生おっしゃるように、絞り水、また集まってきた地下水が少し流れ出て、本当に小さな小川が流れているというところがございます。また時期によっては、もう本当に渇水すれすれになるという状況もございます。ただ、先ほど申し上げたように、基準を当てはめて考えると、この青いエリアに30年に1度、溜まる確率があるというふうになっておりますので、それに対応する調整池が必要という状況です。ですので、普段どういう形になっているかということは、現状のここの和泉川の源頭部とさほど大きく環境を変えないつもりですので、流れも大きく変わらないのかなと思っております。

【酒井委員】 そうすると、その動植物の生息生育環境の創出に寄与する調整池というふうに書かれていますけども、その言葉から受け取るイメージと、その実際になさるこの環境手当との間に齟齬が起きないように、気をつけていただければと思います。あまり水辺を好む動植物が、ここでもって賑やかに生息できるというようなイメージで語られるのは、ちょっとミスリードになるのかなという気もしますけど。

【事業者】 はい、先生のおっしゃるとおりだと思います。我々、今後は気をつけて少し文章表現等を改めたいと思います。

【酒井委員】 よろしくお願いします。

【奥会長】 そういうことで大丈夫ですか。修正届書（添付資料）の1-22ページを見ていただくと、その下に図がありますけれども、これも今まで何回も出てきている図だと思いますが、ここに常にある程度の水が確保されていて、そこが新たにこの創出される動植物の生息・生育環境になるという、そういうことでずっと説明されてきているわけですから、これまで。そういった環境を創出されるというふうには、これまで説明されてきたわけですから、現状あまり水が流れてなくて干上がったようなときもあって、それが前提になりますというお答えでしたね、今。その答えですと、これまで説明されてきたこととは全然違いますが。

【事業者】 それが前提になるというか、現状そういうことになっておりますという御説明でございます。ここで記載をさせていただいている創出という部分については、決してやらないということではなくて、ここに書いてあるとおりにしっかりやっていきたいと思っております。

【奥会長】 記載を改めるとおっしゃったのは、どこを改めるということですか。

【事業者】 今後、先ほど先生がおっしゃったようなことの誤解がないような表現を使っていくということです。

【酒井委員】 表現の方を改めるということよりも、今会長が指摘されたことは、実態の方を、現状の表現の方に近づけるっていうか、その通りにやるべきだという趣旨だと思います。私もそれは筋かなと思います。あまり元々

なかったものを無理やりということまでは言わないですけども。

【奥会長】 いえ、新たにこういった水辺空間を創出するというのを今まで説明されてきたので、現状に合わせてということではなく、そういった空間を、それこそポジティブな様子を造り出していき、そういう事業にしていきたいということで、そのようにしますという御説明だったわけです。

【酒井委員】 確かにそうですね。今までこの審査会で、ずっとそういうふうに、はい、そうですね。

【奥会長】 そこを現状に合わせて改めるでは、ちょっと違いますね。

【酒井委員】 そうですね。

【奥会長】 大丈夫ですか、そこは、事業者の方。

【事業者】 はい、分かりました。

【奥会長】 酒井委員、よろしいですか。

【酒井委員】 はい、よろしくお願いいたします。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。では、次、田中伸治委員、お願いします。

【田中伸治委員】 はい。私からは交通のことでちょっとお聞きしたいのですけれども。今回、動線計画ということで、車両や歩行者の計画（スライド）15枚目、16枚目あたりでお示しいただきまして、よりはっきりイメージできるようになったかなと思います。

御質問はですね、この（スライド）16枚目に写っております中央地区と東地区の間の歩行者の行き来は横断歩道にされるということをお説明いただいたわけですけども、同時にこの道路、横断する道路はですね、駐車場の出入口が4箇所ほどありまして、車の通行量も結構多いのかというふうに思うので。この横断歩道の安全対策というものについては何か現状お考えが、既に決まっているものがあれば教えていただきたいというところです。お願いします。

【奥会長】 はい、お願いします。

【事業者】 はい、ここの横断につきましてはですね、交通管理者、警察さんの方ともですね、やはり協議が必要になってまいりますので、大元の区画整理事業の方とも調整しながら今後検討を進めていきたいというふうに考えております。

【田中伸治委員】 現状でまだ、例えば、歩行者信号をつけるとかそういったことまでは決まっていないというところでしょうかね。

【事業者】 はい、今そういう状況でございます。

【田中伸治委員】 はい、分かりました。では、結構です。

【奥会長】 はい、よろしいですか。宮澤委員、また手を挙げてらっしゃいますね。はい、どうぞ。

【宮澤委員】 どうもすいません。先ほどの調整池の件ですけど、この今回の届出書で私も大変喜んでいますが、この部分は結局、先ほど、コンクリートは張らないと。よく都会の調整池だと三面張りで大きな深い池を作るのですけど、それはしない。それでも手を入れることは入れるのですかね、やっぱり規格上。ただ、そうだとすると、その生物の生息環境の保全創出に努めるのだと、そういうふうに理解してよろしいのですかね。さらに調整池ですからむやみに人が入れるようにはしないと、基本的に手を

つけない、こういうふう理解してよろしいでしょうか。

【事業者】 結構です。おっしゃるとおりです。

【宮澤委員】 非常に喜んでおります。以上です。

【奥会長】 よろしいですか。はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。ちょっと事務局に確認ですが、本件については、まだ今後も審議、あと何回ぐらい審議できそうなのかというところをちょっと確認させてください。

【事務局】 今回ですね、景観に関して御検討をというお話がございますので、次回、その部分について御説明をいただきたいというふうには考えております。現在のところ、何回というところはございませんので、また次回の審議内容を見て御判断いただければと思います。

【奥会長】 はい、補足資料等でまた御説明いただきたい内容は、今日、できるだけもう出しておいた方がいいということですよ。

【事務局】 お願いしたいと思います。

【奥会長】 そうですか、分かりました。ということだそうですが、他にございますか、今の時点で、お気付きの点は大丈夫でしょうか。横田委員どうぞ。

【横田委員】 すいません。生態系の土地区画整理事業のデータをそのまま使われるときに、どれぐらい位置が落ちているのかということが、どうもあの資料から読み取れないのです。ラインセンサスとかが取れている、おそらくこれラインセンサス GPS のそのログかなと思えるのですけれども、それはもう紐づいて生息環境、生息種が取れているという理解でよろしいのでしょうか。空間的にある程度、その分布が伴った形で評価されるという理解でよろしいかということです。

【事業者】 ちょっともう一度。

【横田委員】 はい、どうも土地区画整理事業の評価書を見ていると、どうしても全体的な生態系としての変化というふうに見えるのですけれども、公園整備事業はかなり限定的なエリアでして、環境に応じた生態系の変化というふうに評価いただきたいと思うのです。

【事業者】 そうですね。

【横田委員】 そういったときに、その区画整理事業の調査データはかなり面的にとられているデータですので、その環境ごとに区分できるのかということが非常に気になっていて、そういった位置情報を活用できるような調査データを引き継がれるという理解でよろしいかということです。

【事業者】 そうですね、この公園区域内、またその周辺で確認されている動植物の種ですね、それと後は生息生育基盤、公園の区域に分布する生息生育基盤、それに対してどのような影響があるのかということ、どの程度なのかというところを予測評価していくというような形になろうかと思えます。

【横田委員】 はい、考え方は十分分かるのですけれども、データとして引き継がれているものがそういうデータですかという質問です。

【事業者】 はい。データとしては過不足ないかなというふうに考えております。

【横田委員】 位置もある程度が理解できるような、ラインセンサスのこのピンク色の、どのピンク色エリアで取られているデータかが分かるようなデータとして活用されるという理解で大丈夫ですか。

【事業者】 このピンク色の踏査した中で、どの場所で動植物が確認されたのかということ。

【横田委員】 はい。

【事業者】 保全すべき種については、そういったデータは把握できているかなというふうに考えています。

【横田委員】 全体情報からその位置情報は出せるという理解ですね。分かりました。そういった前提で考えたいと思います。ありがとうございます。

【奥会長】 はい、大丈夫ですか。他はいかがですか。大丈夫でしたら、ちょっと私の方から1点。

今回この北地区が追加されるということで、この修正届出が出てきているわけですが、北地区については公民連携手法を活用するということですね。ということは、民間の事業者の提案内容に応じて、何がどこにどのように造られるのかが決まってくるということです。現時点ではこの地図にアウトドア体験施設や飲食・物販施設というのが書いていますが、これ以外のものも建ちうると、そういう理解でよろしいですか。

【事業者】 はい、可能性としてはあるというふうにお考えいただければと思います。

【奥会長】 ただ、民間事業者の提案の全てが当然受けられるわけではなく、横浜市としてのこのエリアの活用方針といいますか、大体想定されるものというものも当然あるかと思うのです。民間事業者に丸投げということではなくてですね。そうであるとすると、大体想定されるものというのを全てちゃんと落とし込んでいただいて、落とし込むといいますか、想定されるものはある程度、全て上げておいていただいて、その上で、これまでの環境影響評価項目として漏れがないかどうかということをしつかりと検討していただく必要があるかなと思っています。特に、その飲食とか物販というのは、特に飲食ですね、それからアウトドアと言っても、キャンプ場のような形で活用するということになりますと、もしかしたら入浴施設、シャワーだとかそのような施設も必要になるのかもしれない。ですので、想定されうる施設というものを、ある程度網羅的にまずは把握しておいていただいて、その中で当然抜け落ちてくるものがあれば、それはそれでいいのですけれども、その上で、一度経た方法書手続きにおいて漏れがなかったかどうか、そこをちゃんと見ていただく必要があるかと思っています。そういう意味からしますと、方法書の環境影響評価項目、今まで水質は選定されていなかったのですが、本当にそれを選定しなくて大丈夫かとかですね。今は方法書の手続きを改めてやるかやらないか、もしくは一部改めてやっていただくかということ判断する段階ですので、この選定項目に漏れがないかどうかということと、漏れがあったとすればそれを追加してどういう方法でやるのかということを見極めるという、そういう段階だろうと思います。1つ気になったのは、やはり水質のところですね。公共用水域への影響ということ。それが、北地区にどういう施設が建つかによっては選定すべき項目としてあるのかもしれないというふうに思ったところなのですが、そこは大丈夫でしょうか。

【事業者】 はい。公共用水域への水質につきましては、基本的に公園内の施設に

おける水利用、排水処理は公営上水道及び下水道を利用する計画なので、公共用水域に及ぼす影響というのはないというふうに考えておりますので、これまでと同様、選定しないという整理をしております。

【奥会長】 新たに飲食とか、場合によっては、そういった入浴施設のようなものができたとしてもここは大丈夫だという、そういう説明ですね。

【事業者】 はい。

【奥会長】 はい、分かりました。先ほど申し上げたように、どういった施設が想定しうるのかということとを前提にして、こういう理由で、やはり新たな項目選定は必要ないというふうに御説明いただくと説得力があるかなと思います。ここも、そうですね、特に北地区で事業者が決まらないと分かりませんではなくて、どのような施設が想定されるのかということとを踏まえた上での御説明というのをお願いしたいという、そういう趣旨です。水質については分かりました。

他にちょっと気になるところ、御専門の立場からございますか、この北地区についてですけれども。特によろしいですか。宮澤委員、手を挙げてらっしゃいますか。

【宮澤委員】 はい。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【宮澤委員】 はい。結局ですね、北地区が公園整備事業の公園の概念に入るのか、それとも、その北にある観光・賑わい地区になるのかということなので、何か非常に曖昧な設定の仕方をされているということです。(修正届書添付資料のページ) 1-17 ですか、この資料の方を見ますと、「自然と共生しながら、賑わいを創出する」、これ言ってみれば、今、会長が指摘されたとおり運営的な位置づけの定義なのですね。ですから、変な話、どちらに偏ったものができても、いやこの方針ですから問題ないのになっちゃうのだけ。そうすると、この北地区は一体、公園整備事業の区域なのか、観光地区の区域なのか私達は分からなくなってしまう。せいぜい水辺空間と相沢川のところが何とか確保できたということになるのかという、非常に残念なことになりそうなので、もうちょっと、次回までにはここを明確にしておかないと後で禍根を残すのかなとそんな気がします。ですので、次回までにきちんとこの定義をされたらいかがでしょうか。

【奥会長】 はい、この北地区の定義ですか。

【宮澤委員】 そうです。北地区をどこに位置づけるのか。新事業計画の概要の中の説明だと、これどっちでも理解できてしまいますから、何ができて、いやこれは賑わいを創出するって言ったでしょ、あるいは自然と共生するからこれでいいのだからってなってしまうし。民間の業者さんも参加する上で、やはりこの辺をきちんと定義しておかないと、えっ、そこまで期待したのにこれはできないのですかになったり、逆に、今度はそこまでやっちゃうのですかと市民から見たらなってしまうし、その辺はちゃんとやっておいた方がいいような気がします。以上です。

【奥会長】 はい。今後のこの北地区の位置づけをより明確にという御趣旨だろうと思います。もう少し準備書段階においては、分かりやすくということはできますか。

【事業者】 準備書段階におきましては、少なくとも横浜市として、ここにどうい

ったものを求めていくのかとかですね、そういった部分については明確にさせていただきたいと思います。その結果、どういった提案が民間の事業者の皆様から上がってきたかみたいなどころまではですね、少し難しいかなと思いますけれども、準備書段階では少なくとも横浜市側がどう考えるかというところは、もう少し明確にさせていただければと思います。

【奥会長】 はい、私の先ほどの発言の趣旨は、準備書段階ではなくて、今の方法書段階でそこを明確にさせていただかないと、選定項目も特定できないのではないですかというそういう趣旨なのです。現時点で、横浜市の考えというのも少し明確にできないものでしょうか。それをしないと適切なアセスもできないと思うのですが。

【事業者】 持ち帰って、次回、どういうふうにできるかを検討させていただければと思います。

【奥会長】 是非よろしく願いいたします。

それではだいぶ時間をこの案件に使いましたけれどもよろしいですか、事業者の方への質問等につきまして。では、特に手を挙げている方はいらっしゃらないようですので、事業者の皆様との質疑応答はここまでとさせていただきますが、今回の修正で評価項目に温室効果ガスを追加していただきました。どうもありがとうございました。温室効果ガスについては田中稲子委員が御専門なのですがけれども、本日御欠席になっておりますので、事務局の方で、田中稲子委員に御意見等あるかどうか確認をしていただきまして、必要に応じて事業者の皆様との調整も、別途お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【事務局】 分かりました。

【奥会長】 はい、お願いいたします。

では、本件については、また次回以降、補足で御説明いただく内容もございますので、継続して審議を行うということにさせていただきます。事業者の皆様、どうもありがとうございました。御退出お願いいたします。

(事業者退出)

オ 審議

【奥会長】 はい、それでは審議に入ります。

追加の御質問や御意見はございますでしょうか。よろしいですか。大丈夫そうですね。それでは、よろしければ事務局から何か確認されたい事項ありますか。

【事務局】 次回、補足説明が必要な事項について、確認させていただきます。1点目は、横田委員から景観に関する補足説明が必要じゃないかということがございましたので、その点。それと先ほどの田中稲子委員の温室効果ガス、事務局の方で確認いたします。それと、奥会長から先ほど最後にございました、その想定しうる施設、それと環境影響評価項目の選定の必要性といったところで、事業者と調整する必要があるかなと考えております。後はですね、先ほど奥会長等から（修正届出書添付資料）1-22 ページの記載について、少し暗渠化する計画といったところがちょっと分かりづらいというのがございましたが、これにつきましては、暗

渠化については当初の土地区画整理事業で御説明のとおりというところ
でございますので、この記載については準備書段階で分かりやすい記載
という形で整理したいかとも思っておりますがいかがでしょうか。

【奥会長】 はい、そうですね。準備書段階まで待たずとも修文案が示せば示し
ていただいた方がよろしいかと思っておりますが、事業者の方と調整してくだ
さい。

【事務局】 はい、分かりました。では調整させていただきます。事務局からは以
上となります。

【奥会長】 はい、以上で漏れはないでしょうか。大丈夫ですね。はい、ありが
とうございました。それでは本件につきましては、以上とさせていただきます。

(2) 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

質疑、特になし

イ 補足資料及び方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解について事業者が
説明した。その中で、最初に前回審査会での対応について事業者から発言があっ
た。

(事業者)

前回審査会の対応について、事務局からもお言葉をいただいているのです
が、審査会の先生の御意見を真摯に受け止めまして、協会としてもできること
はしっかりと対応していきたいと考えていますので、本日はどうぞよろしくお
願いします。

ウ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、委員の方からただいまの
説明について、御質問、御意見ありましたらお願いしたいと思います。
挙手をしていただきましたら、私の方で指名をさせていただきます。い
かがですか。田中修三委員、どうぞ。

【田中修三委員】 説明ありがとうございました。堀谷戸川に関して、河川流量も評価項
目に選定するというので、大変評価に値すると思います。関連してで
すね、堀谷戸川流域内の駐車場、図で見る限りはかなり広いように見え
るのですが、実際にはどれぐらいの面積を予定しているのでしょうか。

【奥会長】 はい、お答えをお願いいたします。

【事業者】 お答えさせていただきます。今ちょっと図面を出します。こちらの方
(補足資料図9-1) ですね、緑色に塗られた流域は堀谷戸川の流域で
ございますが、駐車場にする面積については、今この計画を詰めている
段階ですので、このお示ししている計画上での数字ではあるのですけれ
ども、堀谷戸川流域に入っている駐車場の面積は約 10 ヘクタールを今のと
ころ考えております。もう少し場所も規模も、これから整理し、準備書
までにはお示ししたいというふうに考えております。

【田中修三委員】 はい、分かりました。この図からも分かりますが、10 ヘクタールとい
うのは駐車場としてもかなり大規模であると同時に、この堀谷戸川の上
流側の集水域のかなりの部分を占めているというふうに見受けられます
ので、やはり前回も申し上げた通り、この駐車場はアスファルト舗装か
コンクリート舗装かの舗装をされるのでしょうか、その舗装の影響につ

いてはやっぱりしっかり見ていただきたいと考えています。この件については、評価項目として選定されて評価されるということですので、結構だと思います。

関連してですね、この駐車場の工事と、それから撤去工事、2種類の工事が行われるわけですが、その工事中の雨水に対する対応はどのように考えていらっしゃるのかを確認したいです。工事中は撤去であろうが建設であろうが、濁りの原因が河川に流出する恐れがありますので、排水は公共下水道、すなわち下水管に入れて、下水処理するということなのだと思いますが、雨水に対して、特にこの工事中、撤去中ですね、この雨水に対してどういうふうに対応される予定なのかお聞きしたいと思います。

【奥会長】 はい、お答えをお願いします。

【事業者】 よろしくをお願いします。雨水についてなのだと思いますが、まだこれから駐車場の設えといたしましうか、砂利引きにするのかですね、浸透性の舗装にしていくのか、あるいは通常の舗装にしていくのか、コンクリートなのかみたいなどころについては、まだこれからの整理ということになります。いずれにしても、雨水が直接川に影響の出るような工事、濁りが出るとかですね、アルカリ分が外に出てしまうようなそういったことがないように、例えばなのだと思いますが、これは工事の施工の段階で整理しなければいけないのですが、釜場を入れるですとか、そういった形で沈殿させるですとか、舗装を剥がすときに十分気をつけながら対応していくとか、そういったことは考えていきたいというふうに考えております。

【田中修三委員】 準備書の段階では、そういうことの記載もされる予定でございませうか。

【事業者】 よろしいでしょうか。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【事業者】 今御指摘もございましたので、準備書の中でですね、対応する項目については記載させていただければというふうに考えております。

【田中修三委員】 はい、分かりました。その工事、駐車場の建設工事とそれから撤去工事、それぞれ大体どれぐらいの日数がかかる予定なのでしょうか。

【奥会長】 はい、分かりますか。

【事業者】 すいません、工事に関してはですね、これから設えや施工方法みたいなものを整理しなければいけないので、今明確にこれぐらいというのはお示しすることはできません。準備書の段階で、工程などももう少し整理した形でお答えできるのかなというふうに考えております。

【田中修三委員】 はい、分かりました。あと1点ですね、開催期間が半年、6か月間ということで比較的長いわけですが、今回堀谷戸川に対しても、それから和泉川に対しても、湧水の影響をちゃんと調べていただけるわけですが、湧水、すなわち地下水の予測というのは非常に不確かな点が多くて、なかなか難しいのです。必ずしも予測通りにいくとは限りませんので、開催中の事後調査の一環、途中段階の調査として、湧水が予測とどう乖離しているのかあるいは予測通りなのか、その辺のチェックをされる予定はございませうか。

【奥会長】 はい、いかがでしょう。

【事業者】 この件に関してはですね、プレック研究所の方からお答えさせていただきます。

【奥会長】 はい。

【事業者】 それではお答えいたします。予測の結果が、不確実性を伴うという御指摘をいただいております。環境アセスメントの場合、予測なり、保全措置の効果に不確実性があるとみなされた場合には、その確認のための事後調査を行うということが一般的に行われております。その必要性について、予測評価の結果を踏まえて判断して、必要があれば事後調査で対応するという事になるかと考えております。

【田中修三委員】 はい、分かりました。環境保全措置も含めて、事後調査の検討もお願いしたいと思います。以上でございます。

【奥会長】 はい、よろしくお願いいいたします。それでは次に田中伸治委員、その後、横田委員お願いします。

【田中伸治委員】 私からはですね、補足資料の方ではなく、もう1つの意見書について御説明あった件に関連してです。意見書を拝見しますと、やはり輸送計画などについて御意見がたくさん出ているということかと思えます。私からはこれに関連して、1つお聞きしたいところです。

輸送の主な部分は近くの駅からシャトルバスで運ぶというのが、ボリュームとしては一番大きくなるのではないかとと思われます。例えば、瀬谷駅とかからシャトルバスという形で輸送することが、想定されているわけなのです。その乗り換えの場所で、バスターミナルなども必要になるわけですが、異なる交通機関が接続する場所で乗り換えが必要になるわけで、その輸送力に差があると、そこでたくさんの来場者が滞留してしまうということが起こります。実際にですね、愛知万博のときには、地下鉄からリニモという小型の鉄道に乗り換えがあったわけですが、その駅で非常に多くの滞留者が出て、2時間待ちが起こるとかそういったこともありました。今回も瀬谷駅に限らず4駅ほど、鉄道からシャトルバスに乗り換えというのを想定しているという御説明が以前あったのですけれども、鉄道という輸送力の大きい手段から、バスという限られた容量の手段に乗り換えが行われますので、その乗り換えの結節点となる場所で滞留が非常に大きくなると思えます。その部分についてですね、現在計画でどのように考えておられるのか。その滞留する人が十分滞留できるようなスペースが確保できるのかとか、あとはその周辺の住民の方が、それによって駅の利用ですとか道路の利用に不都合が生じないのかとか、その辺りについて、現在考えているところがございましたら教えていただきたいです。

【奥会長】 はい、いかがでしょうか。

【事業者】 はい、ありがとうございます。鉄道駅からシャトルバスへの乗り換え、非常にこれを我々も課題だというふうに考えております。これについてはですね、鉄道事業者ですとか、道路管理者、それから警察等の関係機関ともしっかりと協議しながら対応を考えていきたいと思えます。やはり駅でオーバーフローしてトラブルが起こったりということは非常に問題になりますので、この辺についてはですね、どのぐらいの分担率でやっていくのかといったところをまだお示しできていないような状況でございますので、準備書までにしっかりと整理して、こういった形でとい

うものをお示ししたいと思っています。我々もトラブルは起こしたくない、そういった思いは当然あります。また、この輸送計画がしっかり固まった段階でですね、周辺の方達にも御理解いただけるように、その辺の周知についてももしっかりやっていきたいというふうに考えております。すいません、今まだ具体的なところまではお答えできるような状況ではございません。

【田中伸治委員】 はい、分かりました。では、準備書のときまでに是非お願いいたします。以上です。

【奥会長】 よろしいですか。では、横田委員どうぞ。

【横田委員】 はい、御検討いろいろありがとうございます。（補足資料の）6番の本博覧会による整備の図の中で、図6-5をお示しいただいたのですけれども、この中で博覧会の会場区域の中にありながら、公園整備事業の区域の外にあるエリアというのが、北東と北西にあると思うのです。このエリアは事後どのように管理されるのかというのを、もし今の段階で御検討がありましたらお願いします。

【奥会長】 はい、お願いします。

【事業者】 （図示しながら）すいません、お待たせしました。今横田委員がおっしゃった北西というのは、駐車場のエリアのことでしょうか。

【横田委員】 いえ、「催事施設」という博覧会の北西の角が1つですね。

【事業者】 今、矢印で示しているところでしょうか。

【横田委員】 そうです。それから東側の「管理運営施設」というちょっと出っ張ったところですよ。

【事業者】 分かりました。このエリアの博覧会の終わった後の管理ということでしょうか。

【横田委員】 はい。

【事業者】 この会場で、公園にならないエリアについてはですね、我々としては仮設の建物や庭園については撤去しまして、その後に区画整理事業の方で決定した事業者の方で、そこは整備されるというふうに考えてございます。

【横田委員】 はい、分かりました。東側についても、少し飛び地になっていますけれども、これは公園との関わりのない形で利用がされるのでしょうか。土地利用としては、公園という色、公園防災地区という色塗りが、ゾーニングの図（（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 修正届出書添付資料1-11 ページ図2.2）では塗られているのですけれども。

【事業者】 よろしいでしょうか。今、この図（補足資料図6-5）でいうところの右側の部分、三角形になっているこの部分についてはですね、公園防災ゾーン、防災ゾーンということですので、そういった土地利用に向けて、区画整理事業の中でも調整しているというような状況でございます。我々としても使った後については、そこを取得した事業者と調整しながら、対応していくというような形になると思います。基本的に、仮設の建物などについて撤去していくことについては、変わらないということになります。

【横田委員】 はい、分かりました。（補足資料の）7番の景観について、調査地点を追加検討いただきましてありがとうございます。よろしいのかなと思っております。

(補足資料の) 8番ですけれども、こちらもありがとうございます。図8-2みたいにですね、地点を伴って、鳥類の重要種の確認地点を起こしていただいていますけれども、これは非常に良いデータを出していただいたなというふうに思っています。公園整備事業の方も今日、審議がありましたけれども、公園整備事業の方でこういったデータをどう活用して評価するかということを是非説明して欲しかったというような図ですね。こちらで出していただけてありがたいなというふうに思いました。引き続き連携していただいて、評価をしていただければというふうに思っております。

(補足資料の) 9番の堀谷戸川の件なのですけれども、図9-1で今日、公園整備事業の方では堀谷戸川の源流域の湧水が確認できなかったというような説明だったように思うのですけれども、この湧水1、湧水2の地点というのは、どの程度の湧水量があるのでしょうか。

【奥会長】 はい、お分かりになりますか。

【事業者】 この件についてはですね、プレック研究所の方から答えさせていただくのですが、基本的にはこの湧水のデータについては、区画整理事業で調査したデータの方を利用させていただくという形になります。

【横田委員】 先ほど公園、すみません、説明いただいてからの方がいいと思います。お願いします。

【事業者】 では、お答えいたします。この湧水1、湧水2として示している地点における流量の調査結果でございますが、湧水1の地点では豊水期において、流れ自体が確認できなかったという状態。それからこの図中湧水2とあっております地点、こちらでは非常に小さいですが $0.0013\text{m}^3/\text{s}$ という流量があるという確認がされております。一方、渇水期においても、この両地点においては流量の方は測定されておまして、湧水1では $0.0002\text{m}^3/\text{s}$ 、湧水3では $0.0008\text{m}^3/\text{s}$ といった値での流れといたしますか、湧水地点からの流出があるという、そういった結果が得られております。

【横田委員】 はい、どうもありがとうございます。

【事業者】 最後の方は湧水3ではなくて、そうですね、言い間違えました。湧水2でございます。申し訳ございません。

【横田委員】 いえ、ありがとうございます。先ほどの公園整備事業の方の話とちょっと食い違いがあるように思いましたので。

【事業者】 食い違いの件に関して申し上げますと、おそらく公園整備事業の方で湧水の流れが確認できなかったとおっしゃっている地点というのは、もう1地点が、この図(9-1)で示しております湧水1と2の間のやや左側にありまして、そこでは流れがそもそもなかったという、そういった説明があったのではないかと推察するのですが。

【横田委員】 なるほど、そういうことですね。

【事業者】 区画整理事業における調査結果の中には、こちらの地点についても湧水の確認はあったけれども、流れは確認できなかったと、こういった状況でございます。

【横田委員】 はい、ありがとうございます。湧水2のところは調整池とあたっているようにも見えますけれども、これは調整池になっていく地点という理解で正しいでしょうか、それとも残るエリアという理解でよろしいでし

ようか。

【奥会長】 はい、どうぞ。お答えください。

【事業者】 では、お答えいたします。今、この図中湧水2の地点でございますが、これは博覧会の対象事業実施区域からは外側になっている場所になりますが、そこで区画整理事業の方で調整池をそこへ設置するかどうかにつきましては、すみません、ちょっと確認の上また改めてお答えできればと思います。

【横田委員】 はい、ありがとうございます。

【事業者】 すみません、補足させていただければと思います。調整池の位置と湧水の位置が被るのではないかということなのですが、湧水2に関しては、この湧水の地点と調整池自体が被らないというふうに私共としては認識しております。

【横田委員】 はい、分かりました。是非三者で認識を共通の形にさせていただきたいなという願いをしたいと思います。今日、相沢川の件も補足いただきましたけれども、相沢川は暗渠化されるということで、前は谷戸地形をできるだけ残して、埋めるようなことはしないとおっしゃられていたようにも思いますけれど、今日また暗渠化されて西側に川が回ってしまうということで、この保全措置がやはり非常に心配な形であります。公園整備事業の方で説明いただいている内容と、博覧会で説明いただいている内容が若干ずれている部分も感じられるので、是非共通的な形で説明できるような資料を作っていただけるとありがたいなというふうに思います。以上です。ありがとうございます。

【奥会長】 ありがとうございます。

【事業者】 補足をよろしいでしょうか。

【奥会長】 はい。

【事業者】 今の横田委員のお言葉なのですが、私共としては、今この画面に映っておりますけれども、(補足資料図6-7の)赤い破線③で囲われている部分ですけれども、こちらについてはですね、相沢川の方から水を取水して、オープンな水路を造るというふうに区画整理事業、それから公園整備事業の方から確認しているところでございます。そういう意味で、オープンなのか、クローズなのかという意味では、この部分についてはオープンな水路が現れ、創出されるということでございまして、前回の説明の中で申し上げたかったのは、そこはオープンですと。(補足資料図6-7の)①に書かれている部分については、今のところはですね、地形は今のままを生かすということですが、そこには水路は出てこないということでございます。そういったことについてはですね、両事業ともしっかり連携したり、協調しながらやっているというところですが、先生の御意見もありましたし、今回連携できてないというか、共通の説明ができてない、そういった部分については、3事業でしっかりと連携しながらお答えできるように考えていきたいというふうに思っております。

【横田委員】 ありがとうございます。そういった御趣旨でしたら理解いたしましたし、共通的な御説明になっていると思います。1点、もしそうでしたらちょっと懸念がありまして、調整池に地下式のものを検討中という、配置を検討中というような話が、今日も公園整備事業の方であったと思う

のです。地下式は、この保全措置をまたいで調整池が地下に入るのですね。いわば保全措置のサイト自体も、もう調整池になってしまうような影響というのが考えられるような段階かなというふうに思うのです。ですので、もう少しこの保全措置というものを前提に、この相沢川について、やはりきちんと説明いただきたいというのが、期待したいところです。はい、以上です。ありがとうございます。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【事業者】 ありがとうございます。今横田委員から御言葉いただいたように、私共の博覧会でできることというのも限られておりますけれども、区画整理事業や公園整備事業、横浜市の事業としっかり連携しながら、生物の保全をするエリアの設えや、そこでの整備の内容についてもですね、そういった御発言があったということ踏まえて、調整したり意見を言ったりそのような形で共有の認識を作っていきたいというふうに考えてございます。

【奥会長】 はい、よろしく願います。では、藤井委員願います。

【藤井委員】 はい、よろしく願います。質問しようと思っていた前に、今、横田委員からお話があったのですが、相沢川の話です。

相沢川から取水して水を使っているというだけであって、相沢川はやはり暗渠化されるのだと思うのです。相沢川の水を使って何かをするから相沢川は一部暗渠化しませんという説明はちょっとおかしいと思いますので、それは、今後、外部も含めて、調整した方がいいのかなと思います。

次が本題なのですが、駐車場にする場所のことについてですが、前回横田委員への御説明があつて、(補足資料) 2ページ図6-1から図6-4のステップ1からステップ4のところを見せていただけますか。前回の説明の時に、区画整理事業で造成をして、そこにすぐ博覧会の工事が始まるので、特に影響とかを調べる必要はないというような話をしていただかたと思うのです。けれども、これを見ると、結構間が空くように見えるのです。実際に区画整理事業でここを造成した後に、博覧会がここに駐車場を作り始めるまでの間はどれくらい空くものなのでしょうか。教えていただければと思います。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【事業者】 すいません、駐車場に関してなのですが、まずは区画整理事業の方で切り盛り、造成を行うわけですが、その後に我々の方で場所を被覆するなり、砂利を引いたりして駐車場としての設えを整えていくと、そういったステップになっていくわけなのです。この絵(補足資料図6-1から図6-4)を見ると間がどのくらいあるのかということが、ちょっと分かりづらいと思うのです。今の段階で、どこからどう工事に入っていくのかといったことも、3事業でですね、調整をしながらステップを、どれが一番効率的でかつ周辺への影響を少なくするのかといったところをこれから議論しながら、具体的な工事工程は詰めていくということになります。我々としては造成が終わって、できるだけ早い段階で間を空けずに駐車場としての設えを作っていきたいという思いがありましたので、前回そういった御説明をさせていただいたのですが、これから期間がどのくらい空くのか、あるいはかかるのかといったところは

調整ということになるということで御理解いただければと思います。

【藤井委員】 はい。もし影響はありませんという説明をするのであれば、やはりどれくらいの期間が、いつ、どれくらいの期間が空くかという話は必須だと思うのです。それによって、例えば半年空けばもうここは草地になるでしょうし、そうするとまた他の生物も入ってきますし、1年空けばもうそこでまた鳥が繁殖を始めると思うのです。特に、その間が空いて工事が始まる時期というのが、もし鳥の繁殖期にあたってしまうと、ここで例えばコチドリみたいな鳥だとか、裸地を好む鳥、営巣する鳥もいると思いますので、その鳥が営巣しております最中に工事が始まる可能性もあると思うのです。ですから、その工事を開始する時期と、実際に空く期間というのは、是非情報としていただければありがたいなと思いますので、よろしく願います。

【事業者】 ありがとうございます。準備書の段階で整理できたところまではしっかりお示ししていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

【藤井委員】 はい、よろしく願います。

【奥会長】 はい、よろしいでしょうか。他の委員の方いかがですか。挙手はされていないようですね。それでは、追加で御質問がないようでしたら、方法書全体についても、何かありますか。よろしいでしょうか。大丈夫そうですね。

では、あと1点確認しておいた方がいいということで、地球温暖化対策についてです。本日、田中稲子委員が御欠席なのですけれども、再生可能エネルギー100パーセント、RE100についても提案されていたかと思えます。博覧会では、再生可能エネルギー100パーセントで電力を賄うということですが、その具体策といいますか、具体的な計画内容についても明らかにしておいていただく必要があるかなというふうに思っておりますが、現時点で何かお答えございますか。

【事業者】 これについてもですね、準備書までに整理できるところまでしっかりして、お示しするということなのですが、再生可能エネルギー100パーセントを目指すという形でございますが、これについては有識者の方にもヒアリングしながらどういう形が一番望ましいのかというのを、今まさに検討しているところでございます。やり方はいろいろあるのですが、例えば再生可能エネルギーに由来するような電気を購入するですとか、あるいは、この会場で出てきた廃棄物を使ったバイオマスのエネルギーを検討するですとか、太陽光がどこまでできるのかというのはあるのですけれども、そういったものを組み合わせてですね、再生可能エネルギー100パーセントをしっかり目指していくというふうに考えているところでございます。

【奥会長】 はい、分かりました。その辺りも準備書段階で、できるだけ明確にさせていただければと思います。また温暖化対策につきましては、田中稲子委員が御欠席ですので、事務局の方で追加の御質問、御意見あるかどうか確認をお願いいたします。

【事務局】 分かりました。

【奥会長】 では、委員の皆様よろしいですか。質問等ないようでしたら、本日の事業者の方とのやりとりはここまでとさせていただきます。本案件は、次回以降も継続して審議を行う予定となっております。

では、事業者の皆様、どうもありがとうございました。御退出お願いいたします。

(事業者退出)

エ 審議

【奥会長】 もうすぐ4時半になってしまいますが、数分延長させていただきませう。御了承ください。では、審議に入りますけれども、追加の御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

【事務局】 藤井委員が手を挙げていらっしゃいます。

【奥会長】 すいません。はい、どうぞ藤井委員お願いします。

【藤井委員】 今回のことと直接関係ないかもしれないのですが、区画整理事業のところで、片谷委員からもコメントがあった交通施設用地の部分がないという話です。あれは、多分モノレールの部分だと思うのですが、私が今まで聞き漏らしているだけなのかもしれないのですが、モノレールはもうなくなった、計画としてなくなったとっているのでしょうか。もし分かれば教えていただきたいのですが。

【奥会長】 車庫を作るという話でしたか。どうですか。

【事務局】 はい、上瀬谷ラインのことだと思いますけれども、これについてはまだなくなったというよりか、再度検討を進めていると聞いております。

なくなるかどうかはまだ分からなくて、再度、横浜市の方で、事業者の方で検討していくというようなことは聞いております。

【藤井委員】 分かりました。ありがとうございます。

【奥会長】 はい、よろしいですか。横田委員、手が挙がりました。どうぞ。

【横田委員】 はい、別件なのですがけれども、今日公園整備事業の方で、区画整理事業の事後調査のデータを使ってというお話があったのですが、そういった事後調査のデータがどれぐらい使えるのかというのはあまり情報がないもので、少し整理していただくと大変ありがたいなというふうに思いました。

【奥会長】 それはタイミング的なことですか。

【横田委員】 事後調査がもう使えるのであれば、そちらの方が有益な場合もあり得るのではないかとこのように思うので、近くのアセスのデータだけではなくて、事後調査のデータも使えるということであれば、それがどれぐらい使えるのか教えていただければという、また後日で構いません。

【事務局】 区画整理事業については、現在認可の手続きをしていると聞いておりますので、それが終われば工事に入ると思います。その前後に、事後調査の計画書を作る段階がありますので、その時を踏まえてタイミングが合えば、その辺のデータも使えるかどうか確認をしたいと思っております。

【横田委員】 はい、ありがとうございます。

【奥会長】 はい、田中修三委員。

【田中修三委員】 事後調査の結果、途中経過でもいいのですが、我々審査会のメンバーには開示されないのでしょうか。

【事務局】 事後調査の結果報告書といいますか、土地区画事業の場合はモニタリング結果の報告書といった形になるかと思っておりますけれども、そういったものが提出されましたら、本市の方でホームページにも公表いたしますし、先生方にもお知らせすることができますので、提出されましたとい

う形で、お知らせすることはできません。

【田中修三委員】 それは報告書として出て以降ということですか。途中段階ということはないと。

【事務局】 途中段階というのは、我々の方にもないです。調査をした後に事業者の方で整理してまとめられて、事後調査の考察をした上で報告をしていただくと、そういったものになります。

【田中修三委員】 区画整理事業と公園整備事業と博覧会と、3つの事業が同時並行的にやられているので、区画整理事業の事後調査の途中経過が分かると、その他の事業に対する評価のあり方もちょっと違ってくる可能性もあるなと思って、可能な限り結果も教えていただければと思うのですが、その辺は事業者と相談していただいでですね。

【事務局】 そうですね。先ほどお話ししましたけど、今後認可の手続きが終わると、工事が始まるわけです。それと同時期か前後にですね、うちの方と事後調査の事前の計画書の打ち合わせをやることになりますので、その辺と事業の工事の日程があえばですね、そのデータが使えると思いますので、確認しながらやっていきたいなと思います。

【田中修三委員】 はい、お願いします。

【奥会長】 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本件に関する審議はこれで終了とさせていただきます。本日の審議内容については、後日に会議録案で御確認くださいようにお願いいたします。

非常に長時間にわたりましたが、以上をもちまして、本日予定されていた議事は全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 それでは本日の審議については終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。

(傍聴者退出)

- 資 料
- ・(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業の修正が環境に及ぼす影響について(諮問) **事務局資料**
 - ・(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 事業内容の修正に関する手続について **事務局資料**
 - ・(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 修正届出書添付資料の概要 **事業者資料**
 - ・2027年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 **事務局資料**
 - ・2027年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書に関する補足資料 **事業者資料**
 - ・2027年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解 **事業者資料**